改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第九条**　法第七十六条の二十八第二項の国土交通省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　検査対象軽自動車に係る軽自動車税種別割の納付の確認に関する事項 四・五　（略）	（業務方法書の記載事項） **第九条**　法第七十六条の二十八第二項の国土交通省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認に関する事項 四・五　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地方税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

2　第四条の規定による改正後の軽自動車検査協会に関する省令（以下「新規則」という。）の規定の適用については、当分の間、新規則第九条第三号中「納付」とあるのは、「納付（検査対象軽自動車に係る令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する軽自動車税の納付を含む。）」とする。

○環境省令第六号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十日

環境大臣　原田　義昭

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（資源循環課の所掌事務） **第九条**　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十五　（略） 二十六　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画、経営力向上計画及び社外高度人材活用新事業分野開拓計画に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。 二十七～三十六　（略） 2　（略）	（資源循環課の所掌事務） **第九条**　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十五　（略） 二十六　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。 二十七～三十六　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○個人情報保護委員会規則第三号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十日

個人情報保護委員会委員長　嶋田実名子

第一条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者） **第四条の二**　法第四十四条の六第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （準用） **第十三条**　第四条（同条第六項を除く。）、第四条の二、第六条、第八条（同条第一項第一号を除く。）から第十条までの規定は、法第四十四条の第四十四条の十二第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第	［条を加える。］ （準用） **第十三条**　第四条（同条第六項を除く。）、第六条、第八条（同条第一項第一号を除く。）から第十条までの規定は、法第四十四条の十二第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第四条第一項及